

あおい開惺高等学校 いじめ防止基本方針

【基本的な考え方】

1. 基本理念

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、許されるものではない。また、いじめほどの生徒にも起こり得るものである。したがって、あおい開惺高等学校（以下「本校」という。）では、全教職員がこのことを理解し、いじめに対する認識を共有した上で、いじめの早期発見及び早期対応に取り組むものとする。

2. いじめの定義

いじめについては、いじめ防止対策推進法第2条の規定を踏まえ、次のように定義する。

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるかどうかの判断は、常に生徒の立場に立つて行う。

その際、「心身の苦痛を感じているもの」という要件に形式的にとらわれるのではなく、苦痛を適切に表現できない場合や、本人がいじめに気づいていない場合も想定し、当該生徒の状況や周囲の状況を丁寧に確認した上で総合的に判断する。

【いじめ防止と対応】

1. いじめの未然防止の取り組み

①健全な学校生活の確保

「いじめはどこでも起こりうる」という意識を全職員が認識し、いじめの起こりにくい校風づくりに努める。また、生徒一人ひとりの特性を踏まえ、適切な支援や指導を行う。

②教職員の資質向上

教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう留意する。また、生徒・保護者からの相談に潜む深刻な問題を見抜けるよう、教職員の資質向上に努める。

2. いじめの早期発見

日常の信頼関係の構築に努め、生徒の表情や態度等の様子を観察し、小さな変化にも気がつくように努める。また、全教職員が相談窓口として対応する。

3. いじめの早期対応

教職員はいじめを発見した場合、速やかに事実確認を行い、教職員間で理解を図る。「いじめ防止対策委員会」を中心として、教職員で事実確認のための聴取を行い、いじめの事

実が確認された場合、いじめを訴えた生徒、いじめを訴えられた生徒どちらも学校生活を安心して送れるよう支援を行う。

【いじめ防止対策委員会の設置】

1. 組織の概要

委員会は、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に関する取組を推進するとともに、いじめ事案の内容を踏まえ、学校運営及び生活指導の改善策を検討し、再発防止に向けた取組を実施する。

2. 組織の構成

当該委員会は、校長の指名する者で構成する。また、必要に応じて、専門的知識又は経験を有する第三者や、関係教職員、養護教諭、臨床心理士資格を有する職員等を校長が任命し、調査及び対応に参画させることができるものとする。

【重大事態への対応】

1. 重大事態とは

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合②いじめにより生徒が相当期間、登校が困難となっている場合 |
|--|

2. 重大事態への対応

校長もしくは各拠点責任者が重大事態と判断した場合、いじめ対策特別委員会を設置・開催し、迅速に問題解決に向けて真摯かつ適切に対応する。

3. いじめ対策特別委員会の構成

当該委員会は、校長の指名する者で構成する。また、事案内容に応じて、専門的知識又は経験を有する第三者委員を校長が任命し、調査に参画させることができるものとする。当該いじめ事案の内容を踏まえ、学校運営及び生活指導の改善策を検討し、再発防止に向けた取り組みを実施する。

【その他】

- ①他校生徒も関与するいじめに関しては、当該校の組織と連携を図り対処する。
- ②生徒の個人情報の扱いには十分に配慮し、記録の保管には、厳重な注意を払う。
- ③本方針は、定期的に内容を検討し、改定を行う。